

乗合バス・貸切バス事業者向け国庫補助要望調査のご案内

北海道運輸局自動車交通部旅客第一課
(011-290-2741)

令和3年度補正予算、令和4年度当初予算を財源とする補助事業を活用して、バス車両等を導入したい事業者について、下記のとおり補助要望調査を実施します。

要望調査の内容については、国土交通省 HP もあわせてご確認ください。

【国土交通省 HP】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000029.html

1. 関連規程

(1) サバイバル補助

○地域公共交通確保維持改善事業

(地域公共交通バリア解消促進等事業、経営改善支援事業)

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- ・地域公共交通確保維持改善事業実施要領

(2) 観光関係補助

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金

(交通サービス利便向上促進事業)

- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要領

2. 要望調査票補助対象メニュー・補助率

要望調査票にてご確認ください。

※補助対象や補助率などの条件を定めた交付要綱、交付要領、運用方針は予算の成立後に改正されるため、要望調査票に記載されたメニューや補助率が補助の条件に該当しなくなる場合もあり得ることを予めご了承願います。

3. 要望の方法、要望調査票提出方法、要望調査票提出先、お問い合わせ先

[要望の方法]

補助金を受け取るためには、要望調査票の提出が必須要件になります。

[要望調査票提出方法、要望調査票提出先、お問い合わせ先]

- ・乗合、貸切、乗合（区域運行）、レンタカー

→ 要望調査票（Excel データ）のファイル名を下記のとおり編集。

【事業者名】 【R4 要望調査票】 乗合バス 提出年月日（例：R4. ●. ●）

【事業者名】 【R4 要望調査票】 貸切バス 提出年月日（例：R4. ●. ●）

【事業者名】 【R4 要望調査票】 乗合バス（区域運行） 提出年月日
（例：R4. ●. ●）

【事業者名】 【R4 要望調査票】 レンタカー 提出年月日（例：R4. ●. ●）

→ 要望調査票（Excel データ）を下記4名あてにメールにて送付・提出願います。

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課

櫻庭 sakuraba-h52vd@mlit.go.jp

遊佐 yusa-t52ah@mlit.go.jp

遠藤 endoh-a52y3@mlit.go.jp

泉田 izumida-h52bs@mlit.go.jp

電話番号 011-290-2741

※「1事業者・事業毎に1要望調査票を主たる事務所を管轄する運輸局宛に提出」となります。

※「複数営業所(A, B, C)がある場合は、複数営業所(A, B, C)の要望を取りまとめ提出」となります。

4. 要望調査票、添付書類について

・要望調査票の冒頭（1ページ）をご一読、ご了承の上、ご回答頂くよう願います。

・千円単位で調査を行いますので、金額を記載する際はご注意願います。

・要望内容、要望額等が確認できるカタログ、見積書等の資料を添付してください。
資料の添付がないものは内示できない場合がありますのでご注意ください。

5. 要望調査票、添付書類の提出締め切り

令和4年3月18日（金）まで

6. 留意事項

(1) 予算上の制約

予算額の枠を超える多数の要望があった場合には、要望どおりにならない場合があります。提出いただいた要望調査票（要望額、要望内容、アンケート内容）を確認の上、国土交通省にて優先的に支援する事業者の調整を行います。

(2) 提出いただいた要望調査票（要望額、要望内容、アンケート内容）を確認の上、国土交通省にて優先的に支援する事業者の調整後、対象事業者に対して内示（※1）を行います。補助金受給までの主な流れは下記（※2）のとおりになります。補助金を受け取るために必要な交付申請書・事業完了実績報告書などの関係様式については、内示対象事業者あてに別途送付予定です。

※1 内示とは

補助金交付申請に対する補助金上限額のこと。

内示＝補助金交付決定ではありませんのでご注意願います。

※2 補助金受給までの主な流れ

1. 要望調査票提出（事業者）
2. 補助金の内示（行政）
3. 補助金の交付申請書の提出（事業者）
4. 補助金の交付決定（行政）
5. 補助金の交付決定通知（行政）
6. 債主調査表（振込先）の提出（事業者）
7. 補助事業の実施（事業者）
8. 完了実績報告書、支払請求書の提出（事業者）
9. 額の確定通知書（行政）
10. 補助金の振込（行政）

（3）事業着手について

- ・ 令和3年度補正予算に係る補助事業については、サバイバル補助（地域公共交通バリア解消促進等事業を除く）が令和3年11月26日、インバウンド補助（観光関係）については令和4年2月8日以降に事業着手されたものが対象となります。
- ・ 令和4年度予算に係る補助事業については、交付決定後に事業着手（契約・発注）する事業が補助対象となります。交付決定前に事業着手した場合は補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・ 令和3年度補正予算に係る事業、令和4年度予算に係る事業については、交付決定後、令和4年度中（令和5年3月31日まで）に納品・支払い完了・自動車登録等が行われる必要があります。令和4年度中（令和5年3月31日まで）に納品・支払い完了・自動車登録等が行われない場合、できない場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・ 割賦による購入など、自動車登録時の所有名義人が補助対象事業者と異なる場合は、補助対象になりません。

（4）取得財産等の処分の制限について

補助を受けた財産等については、原則一定期間処分することはできないことにご注意ください（例：2ナンバーの車両は、自動車登録後5年間は処分できません）。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月18日（金）	要望調査票、添付書類の提出締め切り
令和4年4月下旬以降	補助事業の内示
令和4年6月下旬	交付決定

※上記スケジュールについては遅れる可能性があります。

※「6.（3）事業着手について」の着手時期に変更はありませんのでご注意ください。

8. その他

- （1）要望調査票の冒頭にも記載しているとおり、「実証運行」に係るご要望については、別途公募する観光庁事業の「高付加価値事業」で受け付けることになっています。

当該事業は、①地域一体型が令和4年2月頃から、②交通連携型が令和4年4月頃から公募を開始する予定です。

公募要件等詳細は、追ってご連絡する予定ですが、公募期間は短いことが予想されます。

このため、「実証運行」のご要望を予定されている事業者におかれましては、北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課あてご連絡・ご相談いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課 011-290-2741